

第18回 農業資材審議会農薬分科会

農林水産省消費・安全局

第18回 農業資材審議会農薬分科会

日時：平成30年9月14日（金）

会場：A P 新橋虎ノ門 11階Aルーム

時間：13：00～15：20

議事次第

1. 開会

挨拶

2. 議事

（1）農薬取締法の改正について（報告）

（2）農業資材審議会への諮問事項について（諮問）

① 水質汚濁性農薬に係る指定の見直し

② 農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令の改正

③ 農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件の改正

（3）農業資材審議会農薬分科会における決定事項について（決定）

① 今後の農業資材審議会農薬分科会の運営

② 農薬の優先審査

（4）その他

3. 閉会

午後 1 時 00 分 開会

○農薬対策室長 定刻となりましたので、ただいまから第18回農業資材審議会農薬分科会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

事務局を務めます農薬対策室長の石岡と申します。よろしくお願ひいたします。分科会長に議事をお願いするまでの間、進行を務めさせていただきます。

本日の分科会は公開で開催するということで、傍聴の方々にもお越しいただいております。

まずは委員の皆様の出欠状況を御報告させていただきます。

本日は、代田委員、小浦委員、永山委員につきましては御欠席となっております。また、現段階では少し遅れていますけれども、園田委員、福山委員、與語委員は今後、出席と伺っているところでございます。

本分科会は、農業資材審議会令第7条第1項で、委員と臨時委員の過半数の出席で会が成立すると規定されております。本日は現時点で委員と臨時委員合わせて16名のところ11名の方に御出席いただいておりますので、本分科会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、まず初めに、消費・安全局長の池田より御挨拶を申し上げます。

○消費・安全局長 皆さん、こんにちは。消費・安全局長の池田でございます。

本日は皆様大変お忙しい中、第18回農業資材審議会農薬分科会に御出席いただきまして、大変ありがとうございます。

また、日頃から農薬行政につきまして御指導、御支援賜っていることをこの場をお借りいたしまして御礼申し上げる次第でございます。

前回の分科会では、農薬取締行政の改革の方向性につきまして御議論をいただいたところでございまして、この方向性に沿いまして農薬取締法の改正案が先の通常国会で可決されまして、6月15日に公布されたところでございます。この改正によりまして、新しい農薬取締行政の骨格が明確となってまいりました。改革を実現していくためには、より詳細な部分を詰めていく必要がございます。そういう点で、本日の分科会ではまず改正法の内容を説明させていただきまして関連する事項について御議論いただきたいと考えているところでございます。

続きまして、今後の当分科会の運営についてでございます。

法律の改正によりまして、農林水産大臣は、農薬の登録や変更登録などをしようとするときには農業資材審議会の意見を聴かなければならないと定められたところでございまして、今後どのように審議会を運営していくべきかの確かつ効率的な審議を進められるか、御検討いただきたいと思っております。

加えまして、法律の改正により、特に現場のニーズが高いものや安全性が高いものにつきまして審査を優先的に行うこととされました、具体的にどのような農薬を優先的に審査していくのか、こういった事項についても御議論いただきたいと思っております。

最後になりますが、これからも農薬行政の適正な運営に努めてまいりたいと思っておりますので、委員の皆様におかれましては引き続き御意見、御支援をお願いいたしまして、冒頭、私の挨拶にかえさせていただきます。

どうか本日はよろしくお願ひいたします。

○農薬対策室長 ありがとうございました。

池田局長は所用がございますので、ここで退席とさせていただきます。

議事に入ります前に、本日の配付資料について御確認いただきたいと思います。

資料の一番上に配付資料一覧がございます。それに沿って、資料1 議事次第、資料2 委員名簿、資料3 座席表、資料4 農薬取締法の一部を改正する法律の概要、資料5 水質汚濁性農薬の指定の変更に関する資料、資料6 農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令に関する資料、資料7 登録保留基準の改正に関する資料、資料8 農薬分科会の運営に関する資料、資料9 農薬の優先審査に関する資料、資料10が政令及び省令の検討状況に関する資料、また、参考資料として1から5を御用意させていただいております。

もし足りないものがございましたら、会議途中でも結構ですので、事務局までお申しつけください。

これより審議に入りますが、報道関係者によるカメラ撮影は冒頭のみとしておりますので、もし撮影される方がございましたら、ここで御退場をお願いいたします。

それでは、これから議事進行は山本分科会長にお願いしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○山本分科会長 分科会長を拝命しております山本でございます。今日はどうぞよろしくお願ひいたします。

大変御多用のところお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

今日は議事次第にございますように、まず、農薬取締法の改正について報告をいただき、次いで、農業資材審議会への諮問事項についての審議、その後、先ほど局長の御挨拶にもございましたが、本分科会の運営等について審議し、これらについて御意見をお伺いする予定でございます。

限られた時間でございます。内容が多岐にわたっておりますので、若干時間がずれるかもしれません、御容赦いただきたいと思います。

それでは、早速議事に移りたいと思います。まず初めに議事の1番目、農薬取締法の改正について、農薬対策室の石岡室長から説明をお願いいたします。

○農薬対策室長 資料4を御覧ください。

本年6月に農薬取締法の一部を改正する法律が成立し、6月15日に公布されました。農薬取締制度の見直しにつきましては、昨年のこの農薬分科会でその背景や改革のポイント、さらに農薬の開発、製造、販売、使用といったライフサイクルに合わせたそれぞれの改革の方向について御議論をいただいたところでございます。

今般の法律改正は、その際にお示しし御議論いただきました見直しの方向に沿って条文化した内容となっているところでございます。

法律の概要ですけれども、1枚めくついていただいて2枚目、カラー刷りで御用意させていただいております。

1つ目は、中ほどに書いてありますとおり、再評価制度の導入ということで、同一の有効成分を含む農薬について、一括して定期的に、最新の科学的知見に基づき再評価を行うというものでございます。

また、毎年、農薬製造者の方から安全情報の報告を求めまして、必要な場合には随時評価も行いながら、登録内容の見直しを行うことにしております。

なお、現行の3年ごとの再登録は廃止いたします。

2つ目のポイントは、その下の2(1)にありますとおり、農薬の安全性に関する審査の充実でございます。具体的には、農薬の使用者に対する影響評価の充実、ミツバチ等も含めました動植物に対する影響評価の充実、さらには既登録農薬も含めまして原体規格を設定していくというものでございます。

また、(2)にございますとおり、先発農薬と原体の成分、安全性が同等である場合には、毒性試験など提出すべき試験データの一部を免除できることにしているところでございます。

この法律の施行期日ですけれども、公布日、つまり平成30年6月15日から6ヶ月以内としております。このうち、先ほど話しました2（1）①農薬使用者に対する影響評価、②動植物への影響評価につきましては、公布日から2年以内としております。この部分を以降「第2弾施行」と記載しておりますけれども、いずれも今後、政令で具体的な期日を定める予定にしているところでございます。

では、現行法からの変更箇所を中心に、条文に沿って、具体的なポイントについて御紹介したいと思います。

まず5ページの法の目的からお話しさせていただきたいと思います。

現行法におきましても、「品質」という言葉の中には安全性の概念も含まれておりますけれども、今般の改正で、再評価の導入や農薬の安全性に関する審査を充実させることに伴いまして、法律の目的として、農薬の安全性の確保を明確化したものでございます。

次に6ページ。GLP基準に関するところです。

登録申請の際に提出する試験成績のうち、今後、省令で定めるもの、これを法律では特定試験成績と呼んでおりますけれども、これら試験成績につきましては、試験成績の信頼性を確保するために必要な、いわゆるGLP基準に従って行わなければならないことを法律の中で明確に位置づけているものでございます。

次に7ページ。農薬の申請書への記載事項に関して、変わった点としまして、新たに農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度といった農薬原体に関する事項を追加するほか、第2弾施行の際には、使用期限や、例えば防護装備のような使用時の被害防止方法、さらには生活環境動植物に有毒な農薬についてはその旨、こういった事項を申請書の記載事項に追加しているところでございます。

次に8ページ。提出資料の一部省略ということで、後発農薬の申請におきまして、先発農薬の原体と成分等が同等であるとき、毒性試験等の試験成績の提出を一部免除できる旨が規定しております。省略可能な試験の範囲や具体的なデータ保護期間については、省令で規定する予定でございます。

次に、10ページを御覧ください。農薬の優先審査でございます。

新規申請や変更申請の際に、病害虫の防除において特に必要性が高いもの、または、他の農薬と比較して特に安全性が高いと認める場合には、他の農薬の審査に優先して審査を行うように努めることを規定しているものでございます。

この優先審査につきましては、本日の議題としまして、後ほど議論いただく予定として

いるところでございます。

次に11ページ。登録票への記載事項に関して、先ほども御紹介しました申請書への記載事項と対応するのですけれども、登録票についても、新たに農薬原体に関する事項や、第2弾施行後は使用期限や使用に際して講ずべき被害防止方法が登録票に新たに記載されることになります。

次に、12ページと13ページと一緒に御覧ください。登録の拒否に関するものでございます。

現行法では、例えば、申請書の記載事項に虚偽の事実があるときなど、いわゆる登録を保留する要件に該当する場合には申請者に対して申請書の記載事項を訂正し、または当該農薬の品質を改良すべきことを指示することができるとしておりましたが、改正法では、ここに記載している1から10に該当すると認める場合には、登録を拒否しなければならないとしております。

特にこの中で新しいものとしては、12ページの2番にございます、特定試験成績がG LP基準によって行われていないとき、第2弾施行後は、5番にございます被害防止方法を講じてもなお人畜に被害を生ずるおそれがあるとき、8番にございます生活環境動植物の被害が発生しその被害が著しいものとなるおそれがあるとき、こういったものが現行と比べて変更になっているところでございます。

次に14ページを御覧ください。再評価制度についてです。

まず、再評価制度の概要についてお話ししますと、再評価では、登録のある全ての農薬を対象に、定期的に、同一の有効成分を含む農薬について安全性を評価することにしておるところでございます。具体的にその再評価の実施期間については、省令で定めることにしております。

再評価の手順としましては、実施前に、対象となる有効成分や提出すべき資料、提出期限を順次告示していくことになります。再評価の際に、原体規格の設定とか毒性指標、使用基準等を確認するとともに、審査の結果、必要に応じて登録の変更や取消しを行うことになります。

次の15ページは、今お話ししましたことを条文で書いてございます。

続いて16ページ、再評価制度のイメージという図を御覧ください。

この図の中で、特に下方の①②③を御覧いただきたいのですが、先ほど御説明しましたが、③のとおり、今後定期的に再評価を行ってまいります。また、①のとおり、再評価を

実施する時期以外でも、毎年、国がメーカーに安全性に関する情報の報告を求めるほか、国自らも安全性に関する情報収集を行いながら、農薬の安全性に関する情報のモニタリングを実施してまいります。

そして、②のとおり、安全性に関する重要な知見が明らかになった場合などに、再評価の実施時期を待たずに隨時評価を行う、こういった仕組みとしているところでございます。

次の17ページは、今、御説明した内容を具体的に書いた条文になります。

次に18ページを御覧ください。

情報の公表ということで、1つ目は、透明性を確保するため、農林水産省としましても登録を受けた農薬に関する情報等の公表に努めることとしております。具体的には、現在も取り組んでおりますけれども、例えば、農薬の審査報告書の作成、公表、こういったことを進めていくこととしているところでございます。

2つ目は、農薬の製造者等におきましても登録の変更や取消し、失効があった際に、販売者や使用者にその旨を周知するように努めるといったことが法律の中で規定されているところでございます。

次に19ページを御覧ください。科学的知見の収集、報告及び検査ということで、先ほどの再評価の話と少し重複する部分もありますが、国として農薬の安全性に関する情報を継続的にモニタリングしていくということで、海外における評価や科学論文、こういった安全性に関する科学的知見の収集に努める旨を規定しておるところでございます。

また、あわせまして農薬の安全性に関する継続的なモニタリングを実効あるものとするために、これまで農薬製造者から毎年報告いただいている製造数量等の情報に加えまして、今後は安全性に関する情報についても報告していただくことを省令の中で規定する予定にしているところでございます。

続いて20ページでございます。今度は農薬販売者の関係です。

販売者の届出については、これまでも、農薬販売者は都道府県知事に届出する義務がございましたけれども、今後は販売所を廃止した場合につきましても届出が必要な旨を明確化しているところでございます。

21ページを御覧ください。農業資材審議会、まさにこの審議会の関係でございます。農薬の安全性に関する審査を充実していくという今回の法改正の趣旨をお話しましたけれども、今後、既登録農薬も含めた農薬原体に関する評価や農薬使用者への影響評価など、より専門的な登録審査が必要となってくるところでございます。

今般の法律改正では、農業資材審議会への意見聴取事項が追加されまして、農薬の登録、変更の登録などをしようとするときには、農業資材審議会の意見を聴かなければならぬとされたところでございます。本件につきましては、後ほど本日の議題としまして議論していただく予定としているところでございます。

最後に22ページを御覧ください。国際的動向への配慮等ということで、1つは法律の施行、つまり登録の実務を進めていくに当たっては、O E C Dテストガイドライン等の国際的動向を踏まえること、あと、登録や再評価の実施に当たって関係府省と密接に連携しなければならないことを規定しているところでございます。

以上、ポイントのみとなりますけれども、今回の法律改正の概要となります。

○山本分科会長 ありがとうございました。

6月15日に公布された改正農薬取締法の要点を御説明いただきました。

皆様方から御質問等ございましたら、御遠慮なく。ここが一番基礎になりますので、御

理解いただいた上で御審議いただくということになろうかと思います。小島委員どうぞ。

○小島委員 小島といいます。

1つ教えていただきたいのですが、スライド16ページの再評価制度のイメージ図の中で①②③とあって、今後、安全性に関する新たな科学的知見が明らかになった場合は再評価の対象となるということです。例えばですが、御存じのように、最近、除草剤のグリホサートがカリフォルニア州の裁判で、がんを引き起こすということで320億円の賠償金を払いなさいという判決が出ましたよね。これは、元々は2015年にI A R Cがグループ2Aに分類したことが発端になっています。このように、例えばI A R Cが新しく分類を作ったとき、これが科学的知見といえるかどうかは議論が分かれるかもしれません、そういうときも隨時評価するといった意味合いなのでしょうか。

そういうことであれば、消費者にすぐに新しい情報を発信できるという意味で非常にいいなと思うのですが、そういうことも含むイメージでいいのでしょうか。

○農薬対策室長 随時評価を行うということで、新たな科学的知見が明らかになった場合としまして、いろいろなケースがあろうかと思います。例えば、発がん性に関する情報がある場合等あろうかと思いますので、その際には、そういう情報がどの程度のものなのか検証もした上で、本当に随時評価しなければいけないと判断されれば評価を行っていくことになろうかと思います。

○小島委員 判断するというのは、農林水産省で判断して、必要であれば審議会を開くと

いうことなのでしょうか。こちらから何か意見も言えるのですか。

○農薬対策室長 基本的には、国として、日々、安全性に関する情報をモニタリングします。また、メーカーからも報告いただきますので、そういったものや、いろいろな論文等も検証しながら、そういう事態が起きれば評価をお願いするという仕組みになろうかと思います。

○小島委員 わかりました。

割と些細な論文でも、消費者に大きな影響を与えるケースがありますので、そういうときも随時評価していただけたらいいかなと、意見も含めてですけれどもお願いしたいと思います。

○山本分科会長 ありがとうございました。その他に何かございますか。

○輿語委員 輿語です。

6ページのG L P基準のことで質問です。第2項の3行目に「農林水産省令で定める特定試験成績」とあって、その下に「毒性試験や作物残留試験等」と書いてありますけれども、これは既に現在あるものなのか、改めて追加するものなのかという質問です。

○農薬対策室長 基本的には、現在もG L Pに基づいてやっているところでございます。それらは現在、局長通知に「こういう試験については、こういう基準でやってください」ということが書いてあるものであり、今後はよりそれら試験の信頼性を確保する観点から、これを省令にきっちり位置づけてやろうということですので、その骨格は現在やっている通知の考え方になると思います。

○山本分科会長 その他に何かございますか。

○小島委員 もう1つ、これは初步的な質問かもしれません、10ページに「安全性の特に高いものは、優先的に審査」とありますが、どうして最初に安全性が高いとわかるのでしょうか。何を基準にしてこのように判断されるかを教えていただければ。

○農薬対策室長 実は、今日まさに後段で、農薬の優先審査について御審議いただきたいと思っておりますので、そのときにまた詳しく議論したいと思っております。

○山本分科会長 よろしいですね。

その他に何かございますか。よろしいでしょうか。

説明が大変上手だったものですから、皆さんよくおわかりいただいたということで、次に進ませていただきたいと思います。

2つ目の議題、農業資材審議会への諮問事項についてということで、大臣から3つの諮

問がございます。

まず初めに、水質汚濁性農薬に係る指定の見直しについて、環境省の小笠原室長から御説明をお願いいたします。

○環境省 環境省でございます。日頃皆様方には大変お世話になっております。

資料5を御覧ください。

資料のホチキスが別になっておりますけれども、9月11日付で環境大臣から農業資材審議会長宛に諮問させていただいております。詳細につきましては資料5で説明させていただきます。

水質汚濁性農薬の指定の変更及び使用の規制をすることができる地域の変更について（案）でございます。

1番といたしまして、水質汚濁性農薬の指定の変更です。

現行の制度でございますけれども、水質汚濁性農薬の指定といいますのは、現在、農林水産大臣の登録を受けた農薬が製造、販売等できるわけでございますが、農薬といいますのは、分解されない限り、灌漑水でありますとか雨水に溶けて河川や地下水系に流入することになります。その上で、分解されにくい性質の農薬がまとまって使用された場合には、地理的にその農薬が使用されている地域の水が多く流入する河川においてその農薬の濃度が高くなりまして、水産動植物の被害でありますとか、また人畜に被害を生ずることが想定されるということで、政令により水質汚濁性農薬が指定されております。

現行法第12条第2項におきまして要件がございます。

その要件を枠組みにしておりますけれども、①当該種類の農薬が相当広範な地域においてまとまって使用されているか、又は当該種類の農薬の普及の状況からみて近くその状態に達する見込みが確実であること。②当該種類の農薬が相当広範な地域においてまとまって使用されるときは、一定の気象条件、地理的条件その他の自然的条件のもとでは、その使用に伴うと認められる水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるか、又はその使用に伴うと認められる公共用水域の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれがあるかのいずれかであることというのが要件になります。

これに基づきまして、登録されていた農薬でございますけれども、現在6種類が、この水質汚濁性農薬に指定されております。そのうち1号から5号までの5種類については、既に登録が失効しているものでございます。中には販売禁止農薬となっているものもござ

いまして、これらについて今回、指定の解除を行いたいというものでございます。

それぞれ欄外に書いてありますけれども、1号から5号までは水産動植物、魚類への影響があったためにこの指定がされたものでございます。また、6号のシマジンにつきましては人畜への影響。これは人の健康項目であります環境基準の超過が複数見られたということで、現在も使用されており、これについては今回、指定解除の対象にはしておりません。上の1号から5号までの農薬について解除したいというものでございます。

次のページをお願いいたします。

変更の内容でございますが、今申し上げましたように、①2号から4号までが販売禁止農薬となっております。その理由ですけれども、国際条約におきまして、毒性、残留性、蓄積性が高い農薬であり、またダイオキシンを含有する発がん性物質ということで、現在、販売が禁止されているものでございます。今後、再度登録されて使用されることは想定されない農薬でございますので、今回、指定を解除するものでございます。

②登録失効農薬は、1号と5号です。これらにつきましては販売禁止農薬には指定されていませんが、失効してから既に10年以上が経過しております。このため、要件で示されているように広範な地域でまとまって使用されること、また、再度登録されたとしても急速に普及することが想定しがたいため、今回、指定を解除するものでございます。

これが指定の変更でございます。

もう1点、水質汚濁性農薬の使用の規制をすることができる地域というものが、同じ政令で規定されております。これは水質汚濁性農薬に指定されたものを対象といたしまして、都道府県知事がこの指定された農薬を使用許可制にし、地域における農薬の使用総量を規制することができるというものでございます。

これにつきまして、今回、法律が改正されたことによって文言の修正をしたいというものでございます。

2 (1) 現行の制度でございますけれども、現在は「都道府県知事が水質汚濁性農薬の使用を規制することができる地域については、」ということで、枠内①又は②に流入する河川、これには用排水路を含みますけれども、この集水区域のうち、地形、①又は②までの距離その他の自然的条件及び当該農薬の使用状況等を勘案して、当該農薬の使用を規制することが相当と認められる地域と定められているところでございます。

①②はどういった表現になっているかといいますと、①が、当該農薬の使用に伴うと認められる水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがある水

域。②が、当該農薬の使用に伴うと認められる水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれがある公共用水域でございます。

この変更の内容でございますけれども、今回の改正によりまして、水産動植物を生活環境動植物とすることで、要は陸域を含めて対象が拡大されております。

続いて3ページに移ります。

水質汚濁性農薬につきましても、水産動植物から生活環境動植物とするわけでございますけれども、単に「生活環境動植物」としますと必ずしも水質汚濁に関係するものではありませんので、法律の中で「公共用水域の水質の汚濁による生活環境動植物の被害」ということで、対象を限定した表現にしております。

そのため、その下の枠の中にございますけれども、現在の①②のうち②人畜への被害の方は変わりませんが、①水産動植物の被害については、共通して前段に「当該農薬の使用に伴うと認められる水質の汚濁が生じ、」として、「①その汚濁による生活環境動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがある公共用水域」という表記に変えているところでございます。

参考としてつけておりますけれども、5ページを見ていただけますでしょうか。

4ページの後段部分から改正後の農薬取締法第26条がございまして、この第2項です。その3行目の後半部分から「その区域内におけるその使用に伴うと認められる公共用水域の水質の汚濁が生じ、その汚濁による生活環境動植物の被害が発生し、」と法律が変わつております、これに沿った形で政令も変更するという内容でございます。

3ページに戻っていただきまして、最後、今後の予定でございますけれども、今後、パブリックコメントを経まして政令を改正し、1番目の水質汚濁性農薬の指定の解除の関係につきましては農薬取締法の一部を改正する法律の施行の日である公布の日から6月以内、2番目の水産動植物という用語の変更等につきましては、公布の日から2年以内に施行したいと考えているところでございます。

説明は以上となります。御審議よろしくお願ひします。

○山本分科会長 ありがとうございました。

質問の1件目、水質汚濁性農薬に係る指定の見直しについて御説明いただきました。

何か御質問ありますでしょうか。あるいは御意見どちらでも結構です。

○安藤委員 3ページの生活環境動植物というところで、陸生の動物が含まれるというのは、特に獣医師からの影響をこういうふうな状態で調べるのか、動植物というのはどうい

う形で調べることを基本的に考えていらっしゃるのでしょうか。

○環境省 生活環境動植物の対象につきましては、現在、環境省の中央環境審議会で審議しております、その対象となる動植物によって、その評価方法を決めることになります。

それにつきましては、また農薬分科会でも御審議いただきたいと思っておりますが、現在はまだ、その具体的な方法につきましては検討中でございます。

○山本分科会長 よろしいでしょうか。

その他に御質問あるいは御意見等ございましたら。

○輿語委員 非常に素朴な質問で申しわけないのですが、3ページの枠で囲ってある中に「公共用水域」とあって、現行のものは「公共用水域」ではなく「水域」だけになっているのですけれども、この「公共用水域」の定義自体は省令等で規定されているのか教えていただきたいのですけれども。

○環境省 「公共用水域」につきましては、5ページの改正法第26条第2項の3行目以降になります。以前は、ここでは「その区域内におけるその使用に伴うと認められる水産動植物の被害」という表現でありましたけれども、法律では「その区域内におけるその使用に伴うと認められる公共用水域の水質の汚濁が生じ、」ということで、ここで「公共用水域の」と具体的な水域について規定されたところでございます。

また、補足させていただきますと、現在は「おそれがある水域」という表現でありましたが、今回の改正によりまして公共用水域としておりますけれども、2ページの2(1)のとおり、この地域といいますのは、あくまでも以下の①又は②に流入する河川の集水区域のうちということで、ここの①の部分がこれまで「水域」という表現を使っていましたけれども、これからは公共用水域に関する水産動植物ということで、そこに流入する河川の集水区域、いわゆる流域、これについては変わっておりませんので、対象として中身が変わるものではないということを補足させていただきます。

○山本分科会長 よろしいでしょうか。「公共用水域」というのが法律か何かで、他省庁のものも含めて、どこかに定義があるのかという御質問でしたが。

○環境省 補足させていただきます。

参考資料2の4ページを御覧ください。わかりにくくて申しわけございません。参考資料2の4ページの上から7行目で「公共用水域」について、水質汚濁防止法に基づくといった定義がされてございます。

○山本分科会長 参考資料2の4ページ、改正後の農薬取締法第4条第9号に書いてある

ということでございます。よろしいでしょうか。

その他、何かございますでしょうか。

○小島委員 生活環境動植物に拡大されるということですが、これは何か具体的に広げた方がいいような事例があったために、このようにしたということでしょうか。

常識的には広げるのはいいことだと思いますが、どういう理由で広げるのか教えていただければ。

○環境省 背景といたしましては、平成24年のとき閣議決定されました第4次環境基本計画の中で、水産動植物以外の陸域を含む動植物を対象に評価すべきではないかということがいわれていること、それから、今回の法律改正により、より安全性を高めるということで、国際調和の観点からも諸外国における状況を調べましたところ、我が国では水産動植物、水域だけなのですが、欧米ほかカナダ、豪州では陸域の動植物も対象とした評価を行っているということで、我が国もより動植物への農薬の安全性を高めるという観点で、今回、評価の対象を拡大しようとしているところでございます。

○小島委員 わかりました。

ただ、1つ気になるのは、生活環境動植物というとほぼ全部入りますよね。全部入ることになると、例えば少しでも何か影響があれば使用するときに支障が出てくるといったことはないですか。

○環境省 諸外国でもそうですが、全ての動植物を対象に評価しているわけではありません。そのうち評価の対象として適切な動植物を選びまして、それをベースにして全体を判断するというやり方をしています。我が国におきましても、まず何からやつたらいいかというところから始めまして、決して生態系全てをみるわけではありません。害虫といったものは当然対象にしませんが、身近な動植物の中で何が適切か、現在、中央環境審議会で御審議いただいている状況でございます。

○小島委員 確認ですけれども、何を対象とするかは環境省の方で決めるわけですね。

○環境省 農薬登録基準を設定するのは環境大臣でございます。その基準に必要なものということで、現在、中央環境審議会で審議をしていただいているわけでございますが、パブリックコメントも経た上で、実際にそれらを導入したいと考えております。

○山本分科会長 よろしいでしょうか。

それでは、この諮問については、今御説明いただいたような内容でよろしいということを受け止めてよろしいでしょうか。

○農薬対策室長 それでは、よろしければ答申案を配付させていただきたいと思います。

○山本分科会長 お願ひします。

(答申案配付)

○山本分科会長 答申案、お手元にいきましたでしょうか。

諮問のとおり改正することが適當である、こういう答申でございます。

先ほどの御説明を御了承いただいたものとして、これで答申させていただくことにいたします。

○農薬対策室長 ありがとうございました。

答申いただきました事項につきましては、今後、所要の手続を進めてまいりたいと思います。

○山本分科会長 続きまして、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令の改正について、農薬対策室の小林補佐から説明をお願いいたします。

○農薬対策室課長補佐 農薬対策室の小林でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、資料6を御覧ください。

本日御議論いただく農薬を使用する者が遵守すべき基準は、農薬の安全かつ適正な使用を確保するため、農林水産大臣及び環境大臣が定めるもので、農薬使用者はこの基準に違反して農薬を使用してはならないとされております。

今般の農薬取締法の改正に伴いまして、この農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令を見直すこととしておりますが、この省令の変更に当たりましては、法律の中で農業資材審議会の意見を聴かなければならぬこととされておりますので、本日、御議論いただくこととしております。

では、今般の改正のポイントを御説明いたします。

新旧対照表を3ページについておりますので、御覧になりながら聞いていただきたいのですが、まず第1条、農薬使用者の責務が記載されております。

農薬使用者は、ここに掲げるいくつかのことについて責務を持っていると記載されております。この中で、現行の第3号では「農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。」と記載されています。これに関して実は、1つは農薬が使用された農作物が原因となって人に被害が生じないことという意味と、もう1つ、農薬が使用された農作物を飼料として家畜に与え、それによってできる畜産物の利用が原因となって人に被害が生じないようにすること、この2

つの意味を表しています。

このように「人畜に被害」と記載されている部分につきまして、今回、これが実際に畜産物経由での人への影響である旨を法律において明確化しておりますので、この省令においても、法律の用語と平仄を合わせる観点から見直しを行うものでございます。

続きまして、第2条です。こちらは表示事項を遵守すべき旨が規定されている条項でございまして、これまでも、全ての表示事項、適用農作物ですとか農薬の使用量、使用回数、使用時期、適用病害虫の範囲、使用上の注意事項、最終有効期限等を遵守して農薬を適正に使用するように指導を行ってきたところでございますけれども、表示事項のうち使用上の注意事項や適用病害虫の範囲などに関しましては、本省令において遵守事項として規定されていなかったということがございますので、これらについても表示事項を遵守する旨を明確化したものでございます。

続いて第4条です。ここでいう航空機といいますのは、航空法第2条第1項に規定する航空機でして、この場合、有人ヘリコプターを指すのですが、現行省令では、この有人ヘリコプターを用いて農薬を使用しようとするときには、農薬使用計画書を提出していただく旨、規定しております。

一方で、現在、無人ヘリコプターやドローンといった無人航空機の利用が拡大しているという事情もございますので、今後、無人航空機を用いて農薬を使用しようとするときに関しましても、農薬使用計画書を提出していただくよう見直すという内容の変更でございます。

続きまして、第5条にまいります。現行省令では、ゴルフ場において農薬を使用しようとするときには、農薬使用計画書を農林水産大臣に提出することになっておりますけれども、従前より、ゴルフ場における農薬の使用について、環境省も技術的な助言を行ってきているということがございますので、今後は、農薬使用計画書を農林水産大臣に加えまして環境大臣にも提出していただくよう見直すものでございます。

それに加えて、ゴルフ場外への農薬の流出防止措置について努力目標として明記するといった変更も行っております。

続きまして、第6条です。第6条は、住宅地等において農薬を使用するときは、農薬の飛散防止に努めなければならない旨を規定しております。こうした「農薬の飛散措置を講ずべき住宅地等」というのは、住宅地のほか学校ですとか保育所、病院、公園といったものも含まれますので、その対象を明確に書き込んだということでございます。

続いて第7条です。水田において農薬を使用するときに関しましては、農薬が流出しないようにするということで、例えば止水期間を設けるといった必要な措置を講じるように努めなければならない旨、規定しております。ここでは省略されていますが、現行の省令では、別表第1というのがあります、こちらで個別に規定した67種類の農薬についてだけこういった措置を講じなさいとなっているのですが、ただ、従前より水田で農薬を使用する際には、実際はこれ以外の全ての農薬について流出防止の措置を講じるといった指導を行ってきておりますので、対象となる農薬を別表第1で個別に規定することをやめて、全ての農薬に関して流出防止措置をとらなければならないといった見直し内容となっております。

最後に第8条です。農薬で被覆を要するものということで、現行省令におきましては別表第2にクロルピクリンと臭化メチルを含有する農薬と規定されております。これは土壤から当該農薬が揮散することを防止するために必要な措置を講じるように努めなければならないということなのですが、このうち臭化メチルに関しましては、モントリオール議定書に基づいて、国内において臭化メチルを用いた土壤くん蒸による使用方法が全廃されております。現状は検疫用途でしか使えないことになっておりますので、この臭化メチルをこちらに記載しておく必要がないということで、被覆を要する農薬の対象から削除するというものです。

以上が、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令の改正内容となっております。

○山本分科会長 ありがとうございました。

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める農林水産省・環境省令の改正ということで、7点についての改正案を御説明をいただいたところでございます。

何か御質問、御意見等ございましたらお願ひします。

○安藤委員 (5) 住宅地等の定義ですけれども、これは大変いいことですけれども、告知の方法としてはどういうことをお考えでしょうか。

○農薬対策室長 住宅地周辺で農薬の飛散防止措置を講ずるというのは、我々も重要だと思い、実は既に通知等を発出して、農政局等を巻き込みながら対応しているところです。あと、農薬の危害防止運動といった機会も通じながら、特に飛散防止対策を住宅地周辺ではお願いしておりますので、今回、省令の中でも「住宅地等」ということでここを明確化したものです。改めて都道府県への指導等を行いながら、うまく現場に伝わるようにやつていきたいと思っています。

○安藤委員 何かちょっとわかりづらいのですけれども、一般の方、私も今まで農薬に関して他の媒体ですか、そういうものでお知らせを確認したことがないものですから、ちょっとお聞きしたのですけれども、今後しっかりとお願いしたいと思っています。

○農薬対策室長 わかりました。

自治体によりましては、市の広報に載せていただくといった事例もありますので、といった良い事例を全国展開できるような形でやっていきたいと思っています。

○山本分科会長 今までの「住宅の用に供する土地及びこれに近接する……」という書き方を、はつきりこういう言葉を入れたということで、わかりやすくいいと思います。私も見たことがあります、そういったところに散布する場合には十分注意するようにとか、これまでにもポスターやビラもまかれたりしていますので、この省令の趣旨にのっとった、より一層の周知方をよろしくお願いしたいと思います。

その他、何かございますか。

○天野委員 天野です。細かいことで恐縮ですが、農薬使用計画書に関連することで、4番、ゴルフ場の農薬使用計画書については、現在、農水省へ提出されていまして、環境省にも別途、使用者が直接提出するという流れになるんでしょうか。

○農薬対策室長 環境大臣にも報告いただくということで、連名にはしていただくのですが、実際の事務手続につきましては現場の方の負担がないように、一本化する等やり方は工夫したいと思っております。

○天野委員 関連してもう1つ。これまで有人ヘリコプターのみ提出だったのですが、無人航空機、無人ヘリコプターとドローンの使用計画書については、都道府県がとりまとめて植防課の方へ出しているところですが、これは共有を図る、もしくはどちらかをやめて一本化するようなことはしていただけるのでしょうか。

○農薬対策室長 現在、植防課の方で進めている協議会などを通じた連絡ルートを考えており、今の仕組みを活用しながら植防部局と連携してやっていきたいと思っています。

○山本分科会長 ありがとうございました。

その他に、いかがでしょうか。それでは、この省令改正については、この内容でお認めいただけるということでおろしいでしょうか。

それでは、答申案を配付してください。

○農薬対策室長 それでは、答申案を配付させていただきます。

(答申案配付)

○山本分科会長 全員お手元にいきましたね。

それでは、先ほどと同じように、この諮問のとおりの内容で改正するのが適当であると
いう答申にさせていただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、これで答申していただきますようによろしくお願ひいたします。

○農薬対策室長 ありがとうございます。

答申いただきました事項につきましては、今後、所要の手続を進めさせていただきたい
と思います。

○山本分科会長 続いて、もう一件の諮問でございます。農薬取締法第3条第1項第4号
から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件の改正でございま
す。

環境省の小笠原室長からお願ひいたします。

○環境省 資料7 「農薬取締法改正に伴う農薬登録保留基準の改正について（案）」を御
覧ください。

こちらは今回の法律の改正の、第1弾施行の方でございます。

趣旨といたしましては、今回の改正で12月予定の施行に向けまして、現行法の第3条第
1項第4号から第7号、これは農薬登録の基準でございますけれども、作物残留、土壤残
留、水産動植物、そして水質汚濁という4つがございます。それについて、今回、法律が
改正されたことに伴いましての技術的な改正を行わせていただくものでございます。

変更の概要でございますけれども、（1）といたしまして、特に今回、作物残留と土壤
残留のところで、農薬登録保留基準の規定の用語が、法律改正により変わっております。
具体的に規定すべきものとして、先ほど省令のところでも説明がありましたが、今までの
「人畜」への影響というのが「人」への影響ということで、曖昧な表現でありましたが、
畜産物経由の評価が明記される等の改正が法律で行われているため、こちらの告示もあわ
せて用語の変更を行うものでございます。

それから、告示で法律の条項を引用しておりますが、そちらがずれておりますので、そ
れを変更すること、そして一部の用語の改正を行うというのが中身でございます。

2ページ以降が農薬取締法で、上段が改正後、下段が改正前のものでございます。

例えばどういったところが法律で変わっているかといいますと、下段の第3条第1項第
4号のところ、下線が引かれておりますけれども、今回の改正によりまして、「農薬」と

していたところを「当該農薬の成分」ということで、その成分には化学的に変化して生成したものも含むことになっております。その「残留の程度からみて、当該農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害を生ずるおそれがあるとき。」となっておりますが、これまで「農作物等の利用が原因となつて人畜に」となつておりましたけれども、ここで農作物等の人への被害、それからそれを与えた家畜によって生産される畜産物の利用が原因となつて人に被害を生ずるということで、そのところを法律上、明確にしたものでございます。

以下第5号の土壤残留のところも同様でございます。

なお、先ほど申し上げましたとおり、今回の改正は第1弾施行の関係でございますので、現行法第6条の水産動植物については2年後施行でございますので、2020年の改正時にまた改めて告示の改正をさせていただきたく、その際にはまた農薬分科会で御審議いただきたいと考えております。

4ページをお開きください。

この法律の改正によりまして、今回の告示の改正でございますけれども、1のイでございます。1が作物残留の関係でございまして、飼料作物の関係がイでございます。下段を見ていただきますと、傍線が引かれているところで「汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等」となつておりましたが、上段「当該農薬の成分である物質が残留する農薬であつて」ということで、ここが法律に合わせて変えてあるところでございます。

以下同様でございまして、法律での表現ぶりに合わせてこちらの告示も変えるという技術的な変更でございます。

説明は以上です。

○山本分科会長 ありがとうございました。

登録保留基準の第4号から第7号の部分について、法律に合わせた文言の改正ということです。

御質問、御意見ございましたらお願いしたいと思います。

○小島委員 文言で、例えば改正後「登録の拒否」と書いてあって、人に被害を生ずるおそれがあるときは、登録を拒否しなければならないことになりましたよね。これは、例えば農水省が人に被害を生ずるおそれがありますと決めたときに、大臣が「では、登録は拒否します」ということで、メーカーはその時点で何か反論する機会はもうないということなのか、どのようになるのか。

前の表現だと多少何かやりとりする余地があるようにも思うのですが、一方的に登録抹消になってしまうのでしょうか。

○農産安全管理課長 前の制度は登録保留基準ということで、登録が保留になつたらその後、委員の御指摘のとおり、申請者から反論等を出せる期間を設けていました。ただ、期間の設定自体が非常に短期間で、実際上、申請者がいろいろなデータを出して反論するのに有効なシステムになっていなかつたということが1つ。

それと、その後、行政手続法の様々な手続のルールが決まってきていて、実はこのケースに当たつても行政手続法の手続に則つて、申請者の方は御不満があればいろいろ対応できるという別のスキームがちゃんとできているということがあります。登録保留という仕組みはもう現実的に機能しないので、明確に拒否基準という形にして、何か問題があれば行政手続法の中でやっていただく、そういう改正になったということです。

○小島委員 反論の余地がないということでは、ないということですね。

○農産安全管理課長 もちろん、判断の方に何かありましたら、それは行政手続法の流れの中で対応することができるということです。

○山本分科会長 その他、いかがでしょうか。

○安藤委員 2ページの、改正前の第4項ですか、最終的には「人畜に被害を生ずるおそれ」というところを改正後は「人に被害を生ずるおそれ」となつてはいるのですけれども、これは同じ環境省の動物愛護法の関わりでは問題ないのでしょうか。

それと、これは生活環境という、先ほど定義づけのところで検討中ですというところも踏まえてこのように「人」としたのか、教えていただきたいと思っています。

○環境省 これまで「人畜」という表現でございましたけれども、畜産への影響、いわゆる飼料作物が想定されますけれども、飼料作物への農薬の残留によっての家畜への影響をこちらで読める形にはしておりましたが、実際には、飼料安全法という別の法律がございまして、そちらで飼料への農薬の残留性について規制しております。既に実際の運用におきましては家畜ではなくて、その家畜からつくられた畜産物を摂取した人が健康を害することができないようにということになっておりますので、実態に合わせる形で法律も「人」と直したということでございます。

5ページに飛んでしまいますが、実は、昨年2月にこちらの告示の改正をさせていただきまして、口のところでございますけれども、以前は「畜産物」と明記していなかつたのですが、新たに農薬の作物残留に係ります家畜の代謝試験や家畜の残留試験を導入すると

ということで、畜産物への影響がわかるようになりますので、食品衛生法を引用した形に改正しました。

後追いになりましたが、法律の方も、最終的には人への影響を見るということで、畜産を外したわけでございます。

先ほどの「水産動植物」が今度「生活環境動植物」になるところでございますけれども、こちらの「畜」といいますのは、もともと家畜を対象にしておりました。もう一方の生活環境動植物といいますのは、家畜が含まれていない一般的な、野生といいましょうか、野外の、人が管理していない動植物を対象に評価するということでございますので、こちらの改正による影響はない、そこはすみ分けているということでございます。

○山本分科会長 その他、いかがでしょうか。

私が発言するのもあれなんですけれども、今まで「登録保留基準」と言っていたものを、これからは「登録拒否基準」と言うんですか。おそらくもう登録保留基準とは言えないですが、何か整理した言葉が要りますよね。

○環境省 今現在、環境省の業務のやりとりの中では、「保留」という言葉は使わずに「登録基準」という言い方をしております。また、どういった名前になるかにつきましては、正式ではありませんが、そのように引き続き使うことになろうかと思います。

○山本分科会長 拒否基準と言うと何かえらい強い感じがするから、登録基準というのはいいかもしませんね。すみません、余計なことを言いました。

他に何か御質問あるいは御意見等、ございますか。

○農産安全管理課長 先ほど私が、登録保留の手続のかわりに使えるものとしての法律の名前を間違いましたので、改めさせていただきます。

先ほどのお話は、行政不服審査法に基づくものです。申請者は、却下された場合についてその法律のスキームに則ってできるということでございます。改めさせていただきます。

○山本分科会長 小島委員、それでよろしいでしょうか。

○小島委員 はい。

○山本分科会長 この件につきまして、よろしいでしょうか。

それでは、大体御質問等にお答えいただいたということで、この諮問の内容でよければこれで答申案を配付していただこうと思いますが、よろしいでしょうか。

では、お願いします。

(答申案配付)

○山本分科会長 こちらも諮問のとおりの内容で改正するのが適当である、こういう答申にさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○農薬対策室長 ありがとうございます。

答申いただきました事項につきましては、所要の手続を進めさせていただきたいと思います。

○山本分科会長 ありがとうございました。

大変順調に時間が経過しております、御協力ありがとうございます。

それでは、議事の3つ目、農業資材審議会農薬分科会における決定事項についての議論に入らせていただきます。

議事次第にありますように、農薬分科会の運営、それから優先審査の件でございます。

まず、農薬分科会の運営についてということで、石岡室長から御説明をお願いします。

○農薬対策室長 資料8を御覧ください。

先ほど農薬取締法の改正内容を御説明した際に触れましたけれども、今般の改正によりまして、新たに農薬の登録、変更登録等に際しまして農業資材審議会の意見を聴かなければならぬこととされたところでございます。

この改正ですけれども、農薬原体の成分の含有濃度、つまり農薬原体の規格とか農薬の使用時に講ずべき被害防止方法といったものが農薬の登録事項に追加されたことによりまして、今後、より専門的な審査が必要となることを踏まえたもので、当然のことながら、審査における透明性を確保するというものでございます。

具体的には、新規の農薬を登録しようとするとき、変更の登録をしようとするとき、再評価により変更の登録や取消しをしようとするとき、また、これらにはいずれも外国製造農薬も含みますけれども、このようなときに農業資材審議会の意見を聴かなければならぬとされたところでございます。

1 (1) ですけれども、まず、農薬分科会での審議の進め方ということで、こうした背景を踏まえまして、今後の本分科会の進め方についてですけれども、農薬の登録、変更登録等に当たりまして農業資材審議会が意見を聴かれた場合に、専門的な審査が必要となる事項につきましては、まずは高い知見を有する専門家で構成する部会で専門的な事項を検討いただきまして、その審議結果などをもとに農薬分科会で議論いただいたらどうかと思っているところでございます。

具体的には、別紙1のとおりにしてはどうかと考えておりますが、4ページの別紙1と

あわせて、次の参考の図も見ていただければと思います。

現在も専門的な事項の審査として、農薬原体の成分及び含有濃度、つまり農薬原体の規格の設定について部会で御検討いただいているところでございます。今後、農薬の登録や変更登録の際に農水大臣からの諮問を受けましたときは、まずはこの農薬原体の規格の設定について部会で専門的な事項の検討を行っていただいたらどうか。その際、現行の部会でもそうしていますが、部会での議論は申請者の知的財産であります各種試験成績を取り扱うので、非公開で行ってはどうかと考えております。

その後、部会における審議結果を農薬分科会に御報告いただきまして、農薬分科会において部会で議論いただいた専門的な事項の検討結果などをもとに、公開で議論いただいているどうかと考えているところでございます。その際、農薬分科会の議論の際には、部会で議論いただきました農薬原体の規格に関する検討結果のほか、当該農薬に関して、他のいろいろな関係審議会で御議論いただいたような内容もあわせてそこで御紹介した上で、御議論いただいたらどうかと考えているところでございます。

農薬分科会の議決をもって農業資材審議会の議決とできますので、そのようにして御議論いただきました結果を農薬分科会の意見として、最終的に農業資材審議会の意見としていただいたらどうかというものですございます。

今、お話ししました内容が参考の方に書いてございます。まずは専門的な検討ということで、部会で議論いただいて、その後に農薬分科会で、部会での検討結果と、その他何かあればあわせて議論いただくようなことにしていただいたらどうかというものですございます。

まず1 (1) 農薬分科会での審議の進め方はここまでございます。

○山本分科会長 ありがとうございます。

まず審議の進め方について、御説明をいただきました。

いかがでございましょうか。いきなりここでやるのではなくて、それぞれより専門的な立場の人に部会を構成していただいて、そこで非公開で審議していただいてこの分科会に持って上がる、このようなやり方でいかがかということでございます。

何か御質問、御意見等ございましたらよろしくお願いします。

特に意見ないようですので、よかろうと判断させていただいてよろしいでしょうか。

○大森委員 よろしいんじやないですか。

○山本分科会長 ありがとうございます。そう言っていただくと前に進みやすくなります。

それでは、こういった方向で今後、実際の運営をやっていくことをお認めいただいたというふうにさせていただきます。

4ページの別紙1の「(案)」をとって、本日付で決定させていただいたということにさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、引き続き説明をお願いします。

○農薬対策室長 資料8の1ページの下、1(2)を御覧ください。

先ほど御説明しましたけれども、今後、農薬分科会におきましては個々の農薬の登録に際して議論を行っていただくことになります。こうした個別剤の審議に当たりましては、その結果とか内容によりまして当該農薬の申請者に利益または不利益を及ぼし得るものでありますし、これらの判断が最新の科学的知見に基づいて公平・中立的になされる必要があります。

したがいまして、本分科会においても、個別剤の審議を行うに当たっての利益相反の防止に関するルールを決めておく必要がございまして、他の審議会とか、あと本分科会で先行する検査法部会、こういったところの取扱いを参考に、別紙2のとおり定めてはどうかと考えているところでございます。

6ページを御覧ください。他の審議会や本分科会の検査法部会におきましては、自己申告に基づく利益相反の防止の仕組みが設けられているところでございます。本分科会でも個別剤の審議を行う際には、委員の方に、一定の基準に該当がないかどうかの自己申告を審議対象の農薬ごとに行っていただきまして、そこで利益相反に当たると考えられる場合には、その農薬の審議が行われている間は御退席いただくといったことを考えているところでございます。

ただし、それでもなお、やはり審議を行う上でその委員の知見が重要と考えられる場合におきましては、分科会長の御判断で、審議結果に影響を与えない範囲で審議には御参加いただくが議決には参加しない、こういった対応を行ったらどうかと考えているところでございます。

自己申告していただく際の一定の基準ですけれども、記の1から3に書いてございますけれども、申請資料等への作成に関与した場合、審議対象の農薬に關係する企業で働いている場合やそうした企業から一定の金品を授受した場合などに該当する場合、申告していただくことを考えているところでございます。

要は、先行する検査法部会と同様のルールを個別剤の審議に当たっても作ったらどうか

という内容のものでございます。

○山本分科会長 ありがとうございました。

利益相反の防止についての原案を御説明いただいたところです。御質問あるいは御意見等ございましたらお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。他の省庁も含めて大体がこういった感じでやっておられる。

6、7ページが案でございますが、1番の申請資料等の作成への関与というのが非常に幅広にありますて、自分が責任者で資料を作り、試験もSDもやりというようなことから、日頃のルーチンの作業の中で関与することもあるので、下から3行目の「ただし、」以下で少し細かく、「通常の業務として試験責任者以外の立場で試験に関与した場合は含まない」という書き方をされているということでございます。

○関田委員 申請者に「この先生に企業からお金を出していない」というような、確約はとらないということでしょうか。

○山本分科会長 当該審議剤の申請企業にも、「この中にはうちの関係者はいません」ということをもらったほうがいいのではないか、そういうことですか。

○関田委員 あらかじめ委員の氏名がわかっているわけですので。その委員名簿を企業側に渡して、寄付等ないかという確認までをとる考えはないのですかということです。

○農薬対策室長 基本的には他の審議会と同じようなルールでやっておりますけれども、状況を見て、必要であるなら確認するといったこともやっていきたいとは思っています。

○大森委員 関連ですけれども、専門部会については非公開、そしてこの分科会については公開でやるのが基本ということありますけれども、当然利益相反というのは、審議をして決定する委員の方々の考え方はこういうことなんだろうと思います。今日もそうですが、傍聴者の方々とかそういう面で利益相反にかかるような、そういう課題とか、その辺はどんな御見解でしょうか。例えば、競争関係にあるようなメーカーの方々等も当然傍聴されると思うのですが。

○農産安全管理課長 今のお話は、公開にするか非公開にするかということともつながっていると思うのですけれども、特定の企業に属するような情報を扱う場合は基本的に非公開で行い、傍聴の方は参加されず、委員の方も、そういう関わる部分に関しては外れていただくことを考えております。

今度、分科会を行う場合においては、議決に関与していただくわけにはいかないので、関係部分だけ外れていただく。ただ、情報に関しては、公開で行われますので、公開で出

して構わない、要するにその他の競争的な企業の方々が見ても問題がないような形にして、その後、公開できるような形で行うということで整理させていただければと思います。

○山本分科会長 ですので、7ページの別紙は、我々も含め部会の委員にも、全員それぞれの割について出していただくことになりますね。判断がつかない場合は「可能性があります」に○をつけていただいて、事務局の方でそれを審査していただくような形にならうかと思います。

先ほど環境省からあった登録保留基準の、水産動植物の登録保留基準値案を設定する検討会がございます。私もそれに参画しているのですが、中央環境審議会の農薬小委員会は公開で行われますが、その前の、いわゆる専門家だけの設定検討会というのがあって、これは非公開でかなり細かなデータも出てきます。農薬小委員会に出すときには一定のフォーマットで、ここまでだったら利益を侵害しないというデータだけが出てきて議論するような仕組みになっています。同じようなやり方だと思いますね。

その他、何かいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お認めいただいたということにさせていただきまして、「（案）」をとって、本日付で決定させていただいたということにさせていただきます。ありがとうございました。

続いて、部会で審議いただく事項ですかね。よろしくお願いします。

○農薬対策室長 次に、2ページを御覧ください。

本分科会の部会において審議いただく専門的な事項としまして、現在、検査法部会において議論いただいております農薬原体の成分の種類及び含有濃度、つまり原体規格の設定に関する事項が考えられます。この農薬原体の成分の種類及び含有濃度に関する事項につきましては、今般の法律改正により、法律上の登録事項になったということで、改正法に基づいて原体規格を設定するために、別紙3のとおり、本分科会に農薬原体部会を設置してはどうかと考えているところでございます。

具体的には、8ページの別紙3を御覧ください。

農薬原体部会の設置規程案でございます。

原体規格の設定を行うということは現行と変わりありませんけれども、改正法の施行日以降は、原体規格の設定をこの農薬原体部会で行っていただくというものでございます。

現行の検査法部会の設置規程とこの農薬原体部会の設置規程、実質的な違いはありませんが、1点だけ、現行の検査法部会は部会の議決をもって分科会の議決としていますが、

先ほど御説明しましたとおり、部会での検討結果などをもとに分科会において御議論いただくことになっておりますので、部会の議決をもって分科会の議決とする旨については、この農薬原体部会の設置規程には規定しておりません。

あと、この農薬原体部会につきまして、個別剤の検討を行うことになりますので、先ほどもお話ししましたとおり利益相反の防止につきまして、先ほど御議論いただいたものと同じように、利益相反防止のルールを定めてはどうかと考えております。

それともう1点ですが、審議資料の取扱いにつきましては、10ページの別紙4、現行の検査法部会における取扱いと同じものを、この農薬原体部会でも定めてはどうかと考えているところでございます。

最後に、補足ですけれども、施行日前に登録の申請がなされている新規有効成分を含む農薬などにつきましては、現行法に基づいて原体規格を定めることになっておりますので、現行どおり検査法部会において審議いただくということで、当面の間は、この検査法部会と新しいこの農薬原体部会が一緒に動くような形になるものでございます。

以上でございます。

○山本分科会長 ありがとうございました。

現行の検査法部会にかわるものを農薬原体部会として設置してはどうかということでございます。

何か御質問あるいは御意見ございましたらお願ひします。

それでは、改正法施行までの間は検査法部会で審議し、一方、農薬原体部会を立ち上げて施行日以降は農薬原体部会で審議するという形で、お認めいただいたということでよろしいでしょうか。

そういたしますと、農業資材審議会令第6条に、部会の委員については分科会長が指名するとなってございます。ということで私から指名させていただきたいと考えているのが、9ページの現行の検査法部会の委員でもあります赤松委員、梅田委員、代田委員、加藤委員、関田委員、永山委員この6名の方々に御就任をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

特段に反対もないようですので、よろしくお願ひします。

続きまして、審議会への意見聴取が不要となる場合、新規登録の部分について御説明をお願いします。

○農薬対策室長 3ページの「審議会への意見聴取が不要となる場合」について御覧くだ

さい。

改正法では、農薬の登録とか変更の登録をしようとするときは、農業資材審議会の意見を聴かなければならない旨を規定しているということは、これまでお話ししましたけれども、審議会への意見聴取の対象から除外する場合についても規定されているところでございます。

まず1点目、新規農薬を登録しようとする場合ですけれども、改正法におきまして、農薬原体が現に登録を受けている農薬原体とその成分及び毒性の強さにおいて同等であるときは、審議会への意見聴取の対象から除外されております。

これを言いかえますと、具体的には、①登録を受けている農薬と同じ原体を用いた新規製剤、②登録を受けている農薬の原体と同等である別原体を含む後発農薬が該当するものでございますので、これらの新規農薬の登録につきましては、審議会への意見聴取の対象から除外されることになるという内容のものでございます。

○山本分科会長 ありがとうございます。

意見聴取が不要となる場合のうち、新規農薬の登録の一部、こういったものを意見聴取の対象から除外することにしてはどうかという御説明でございます。

つまり、新規有効成分を含む農薬につきましてはこの審議会での意見聴取をする、こういうことでございます。よろしいでしょうか。

それでは、これはお認めいただいたということにさせていただきます。

続いて、(2) 変更の登録の場合についての御説明をお願いします。

○農薬対策室長 続きまして、変更の登録の際のお話でございます。

改正法では、変更の登録をしようとするときには農業資材審議会の意見を聴くことになっておりますけれども、農業資材審議会が軽微な事項の変更と認める場合は、審議会の意見聴取の対象から除外されているものでございます。このため、本審議会への意見聴取を必要としない軽微な事項の変更とはどういうものかについて、御議論いただきたいと思っております。

そもそも、法律では、変更の登録申請ができるのは、第2弾施行までの当面の間は2つございます。1つは、適用病害虫の範囲及び使用方法を変更する場合、もう1つは、農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度、つまり農薬の有効成分や不純物といった原体規格を変更する場合の2つが法律上、変更登録ができるものとして定められているところでございます。

このうち、適用病害虫の範囲及び使用方法のみを変更して農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度、つまり原体規格に変更がない場合につきましては、農薬の毒性に変更がなく、本審議会として専門的な審査が必要となる事項もないことから、軽微な事項の変更として、審議会への意見聴取の対象から除外してはどうかと考えているところでございます。

なお、これはあくまでも本審議会の意見聴取の対象からの除外についての話でございまして、当然のことながら、こうした軽微な変更の場合であっても審査を除外するという意味ではございませんので、念のため補足させていただきます。

こうした点を踏まえまして、農業資材審議会が軽微な事項の変更と認める場合については、公布日から2年以内とされる第2弾施行までの間は、12ページの別紙5のとおりしてはどうかと考えているところでございます。

この別紙5に、農業資材審議会が軽微な事項の変更と認める場合ということで、具体的に「農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度」に変更がない場合」と書いてございます。わかりづらい書き方になっているかもしれませんけれども、補足しますと、先ほどもお話ししましたとおり、変更の登録ができるのは適用病害虫等を変える場合と原体規格を変更する場合のいずれかですけれども、この適用病害虫を変更する場合で農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度、いわゆる農薬原体の規格に変更がない場合については、軽微な変更に該当するのではないかという内容になっております。

以上です。

○山本分科会長 なかなかややこしくて、法律の用語というのはこういうふうに書かなければいけないのかなと、私も常々いろいろなところで見て思うのですが、要するに、適用病害虫の変更については軽微な場合と認め、農業資材審議会で意見を聴く必要がないこととさせていただいたらどうかと。もちろん有効成分が変わるということであれば、当然ここで審議をしていただくということでございます。

いかがでございましょうか。何か御意見ございますか。よろしいですか。

では、これも御承認いただいたとさせていただきます。

ありがとうございました。

今後の分科会の運営について御説明いただきましたが、この他に事務局から何かございましたらお願いします。

○農薬対策室長 今、資料8に基づきまして、農業資材審議会農薬分科会の運営について

いろいろ御議論いただいたのですが、1点、書いていない事項について、補足させていただきたいと思います。

本日の冒頭の改正農薬取締法の説明の中等で、今後、農薬の安全性に関する審査を充実していくということを説明させていただきました。このうち農薬使用者への影響評価法と蜜蜂への影響評価法につきましては、専門的知見を有する委員を中心に技術的な検討を進めていただきまして、次回の農薬分科会において御議論いただきたいと考えております。

以上です。

○山本分科会長 ありがとうございました。

今のは、5ページに参考として載っておりますが、農薬原体部会というのは先ほどお認めいただいたものですが、農薬使用者や蜜蜂への影響評価、これらについても今後、こういったものを立ち上げてやっていったらどうかという御提案でございました。

特に何か御意見ございますか。

○神山委員 今の御説明で「次回の審査会で議論したい」というのは、評価法等について具体的に審議する御予定だということでしょうか。

○農薬対策室長 今、お話しさせていただきましたのは、農薬使用者や蜜蜂への影響評価を導入するに当たり、評価法や技術的な検討を今後、具体的に進めていかなければいけないということで、この分科会とは少し離れて、審議会の委員の方にも入っていただいた検討会で議論いただいて、次回のこの場でその評価法等を御議論いただきたいということでございます。それで確定した後に、最終的にはおそらくこういった部会を立ち上げて個別に議論していくのかなと思っておりますが、そこはまた今後の話でございます。

○神山委員 わかりました。

いずれにしても、評価法そのものはこれから新しく入ってくるものであると思います。メーカー側としては、新規剤、それから再評価剤の登録内容に関わることでございます。評価法について、おそらく諸外国での積み重ね、あるいは農水省等での事前検討等も行われておりますでしょうけれども、やはり日本の栽培体系あるいは農薬処理手法から科学的蓋然性の厚さみたいなものについて十分な御検討をお願いします。それから、室長からもございましたけれども、ぜひいろいろなステークホルダーとの密接な協議を経て評価法その他を仕上げていっていただきたいということをお願いしたいと思います。

○山本分科会長 よろしくお願ひします。

私が少し端折って言ってしまったもので誤解を招いたかもしれません、こういった部

会の中でどういったことをどう審議するのか、評価法を含めて、まず専門的知見を有する委員の方々で御議論いただくということで、室長からお話しいただいたとおりでございます。

では、この分科会の中で、専門分野からいたしますと、農薬使用者への影響評価については関田委員、蜜蜂への影響評価については與語委員を中心に議論していただいて、それをこの分科会に持ってきていただきて、議論の経過等も含めて御報告いただくといった形で進めさせていただきたいと思っております。

お二方、よろしいでしょうか。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、そのように進めていただきますように、よろしくお願ひいたします。

以上、運営に関して、他に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局も今の件だけでよろしいですね。

それでは次の議題ですが、決定事項のうち、②農薬の優先審査について説明をお願いします。

○農薬対策室課長補佐 資料9を御覧ください。

改正法におきましては、新規登録の申請あるいは変更登録の申請を行う際に、その農薬が病害虫の防除において特に必要性が高いもの、または適用病害虫の範囲及び使用方法が類似する他の農薬と比較して特に安全性が高いと認めるときには、他の農薬の審査に優先して行うように努めるとされております。

この優先審査についてですけれども、参考に記載しておりますとおり、まずは申請の際、優先審査を希望する申請者の方には優先審査希望書、その根拠となるデータを提出していただきます。それに続きまして、それら希望書と根拠のデータを参照して農林水産省が、後ほど皆様に御議論いただくのですが、優先審査の基準を満たすかどうか判断します。優先審査の基準を満たすと判断した農薬につきましては、審査を担当する各府省において優先的に審査を行っていく。また、審査結果をとりまとめた審査報告書の中には、その農薬が優先審査の対象であったことを記載するとしてございます。

本日はこの中で、優先して審査する対象となる農薬が満たすべき条件、これを優先審査基準と呼んでおりますけれども、これについて御議論いただきたいと思います。

具体的には、2ページの優先審査基準を御覧いただきたいと思います。

改正法において、優先審査に関しましては、まず病害虫の防除もしくは農作物の生理機能の増進もしくは抑制において特に必要性が高いもの、または、適用病害虫の範囲及び使

用方法が類似する他の農薬と比較して特に安全性が高いものとされております。

ですので、この2つの視点でそれぞれ案を記載しております。

まず、病害虫防除において特に必要性が高いものについてですけれども、具体的には、有効な防除手段がないということで都道府県から早期に登録するよう要望が提出されている、防除上の現場ニーズが高いものとしてはどうかという案でございます。具体的に「有効な防除手段がない」ことの目安としましては、例えば、既登録の農薬の数が0ないし1と考えております。

そして、新規の作用性を持つものを入れてはどうかと考えております。農薬は、長期間同じものを使用しておりますと害虫等の抵抗性がどうしても高まってくるということもございますので、葉剤抵抗性の観点から、重要なものではないかと考えております。

もう一方、2番目の、適用病害虫の範囲及び使用方法が類似する他の農薬と比較して特に安全性が高いものについてですけれども、これは同じ作用性を持つ登録を受けている農薬と比較して安全性が十分高いもの。その一例として、例えば無毒性量が10倍大きいとしてはどうかという案でございます。

こちらは、より安全な農薬を開発していただくことを促すために、開発意欲の向上を図ることを意図しているものでございます。

優先審査基準の案の説明は、以上でございます。

なお、優先審査の対象ということですけれども、これは順番の問題でありまして、審査の内容を簡素化、省略するという意味では全くございませんので、その点、念のため補足させていただきたいと思います。

以上です。

○山本分科会長 ありがとうございました。

優先審査の基準等について御説明をいただいたところでございます。

何か御質問、御意見等ございますか。

これについては、冒頭に御意見があり、ここで議論すると言っておりました件でもございます。

○輿語委員 今の2ページで、1は「新規の作用性」、2にも「同じ作用性」という言葉がありますが、この「作用性」が持つ意味が違う気がするのですが、それぞれ具体的にどういうことを意図しているのか説明いただけますか。

○農薬対策室課長補佐 「作用性」という言葉で私どもが今考えておりますのは、農薬が

機能を発現するに当たっての作用点ということを意識しております、例えば、殺虫剤の場合、有機リン系殺虫剤とカーバメート系殺虫剤、いずれもアセチルコリンエステラーゼ阻害作用を持つということで、作用性は同じであると考えます。一方、同じように神経に作用する殺虫剤であっても、ナトリウムチャネルのモジュレーターでありますピレスロイド系の殺虫剤は作用性が異なる農薬であるといった考え方で、作用性について整理しております。

○與語委員 私がこれを読んだときの理解ですが、1の「新規の作用性」は、今までに説明がありましたようなことかなと思ったのですが、2の「同じ作用性」というのは、どちらかというと作用スペクトルのようなイメージで捉えてしまったのですが、そういうことではなくて、これも同じ作用機構を持つという理解でしょうか。

○農産安全管理課長 同じ言葉で「作用性」としていて、その御指摘だと思います。

委員の御指摘のとおりで、上の「作用性」と下の「作用性」、同じ作用性という言葉を指しているのですが、今事務局でも協議をしながらお話しさせていただきますけれども、もしかしたら御指摘のとおり、少し違うのかなと思われます。どちらかというと、上は新しい作用機作を持つもの、下の「作用性」は、同じような作用対象を持つものということなので、おっしゃるとおりで、言葉を言い換えた方がいいと思われます。例えば、事務局も含めてこれでいいかということはあるのですけれども、1番はどちらかというと、もし正しければ「作用機作」でも大丈夫でしょうかね。ちょっとわかりにくいくらいですか。

○山本分科会長 今日決めてしまわなければいけないですか。

○農産安全管理課長 可能であれば。

○山本分科会長 これはもう少し丁寧に室内でも検討していただいて、委員に「こういうことではどうか」ということでお送りいただくというのを前提に、今日は議論させていただくことでいいかがでしようか。今この場でバタバタッと決めてしまって、しまったなということがあつたらいかんので。

○農産安全管理課長 おっしゃるとおりかと思いますので、そうさせていただければと思います。

○山本分科会長 では、與語委員の御質問の件については少し整理していただいた上で、改めて委員の皆さんにメール等で御確認いただくことにさせていただきます。

その他に、何か。

○天野委員 すみません、ちょっと話がずれるかもしれません、2 「同じ作用性を持つ

登録を受けている農薬と比較して」という書き方で、先ほど、有機リン剤とかカーバメート剤とかというお話がありましたが、従前より私たち都道府県では、例えば農水省の施策としてIPMの推進ですとか、有機農業推進法に基づいて、そういうものを取り入れていくようにという指導を受けているところです。それならばそういうものに準じた、例えば微生物剤ですとかフェロモン剤ですとか、そういうものを取り入れていこうとするのに、そういう剤の登録が全然進まないということがあって、そういうものも安全性の高いものということで、優先的に登録の推進をお願いしてきたところであります。

こういったものもこの中に検討の1つとして、取り入れる余地があるようなことをお願いしたいと思っております。

それから、これまでも、マイナー作物に使用できる農薬の登録といった要望書に当たるようなものを都道府県から再三上げさせていただいております。そういう意味では、今、大変期待を持って行方を見ているところで、有効に活用されるように期待しております。

○山本分科会長 ありがとうございました。

最初、安全性の話で、何か「後で」というお話がありましたよね。

○小島委員 今のこの説明で大体わかりましたけれども、ただ1つ知りたいなと思うのは、そんな例がたくさんあるからこれが出てきた、何か具体的な事例がいっぱいあるのかなと思ったのですけれども。いわゆる必要性が高い例は結構あちこちであるのでしょうか。

○農薬対策室長 今、天野委員からもお話がありましたが、現場での防除の実態を鑑みると早く登録したいというようなお話、そういう現場の実態を踏まえた要請というの結構ございます。

また、安全性に関しては、登録された農薬を適正に使っていただければ安全なのですが、さらに安全な農薬を開発していただく、そういうインセンティブのようなものも重要だろうという観点もございまして、このような優先審査の仕組みを考えているということでございます。

○山本分科会長 その他に何かございますか。

○坂委員 具体的に想定されるとか、候補に上がっているような農薬が現段階でもうあるのでしょうか。

○農薬対策室長 この場で具体的に御紹介するのはどうかと思いますが、今後出していたければ判断したいと思います。

○山本分科会長 私は、この「安全性が十分高いこと」というのはどういう判断だろうかなど、私自身、非常に疑問に思っているところがあります。誰に対する安全性なのでしょうか。作業者なのか消費者なのか、あるいは生活環境動植物なのか安全性は随分違いますよね。

例えばこれ、NOAELが書いてありますけれども、NOAELは毒性試験だけの結果であって、ばく露量によって安全性は全然違うわけですよね。

今日の冒頭で、このようなものが先にわかるのかという話がありましたけれども、実際どのぐらい使われるかによって安全性は全然違うといったことも含めて考えると、非常に漠然とした書き方だなという印象を持っております。皆さん、「まあ、こんなものだろ」ということであれば、こういう文章でいいかと思いますけれども。

私としては、追々何か細則的なものを付け加えていかなければいけないかなという気がしております。

もし何か御意見ございましたら。

○輿語委員 山本分科会長のおっしゃるとおりだと思います。

安全性の評価自体は、科学的にリスクという考え方を取り入れなければいけないとなってくると、その対象となるものはやはり幅広いので、具体的にやろうと思うと、今例えとして、どちらかというと人の食べる方の安全性だけを書いていますけれども、多分指標がいろいろとあるので、具体的にやり出すとかなり議論するポイントは多いかなと思います。さっき言ったリスク評価という考え方をしっかりと取り入れてやっていただき、毒性だけではない部分も取り入れてもらえばと思います。

○山本分科会長 事務局、特にこれはぜひ言っておかなければいかんということがあったら言っていただけますか。

○農薬対策室長 優先審査基準は、実際の審査を始める前にどれを優先的に審査するかを判断するためのものなので、実際の審査は御指摘のとおり、当然リスク評価をしっかりとやっていくのですが、その前の段階でどういったものが優先審査に該当するかを考えると、少し漠然とした書き方ではありますが、このような案にしているところでございます。

○山本分科会長 ありがとうございます。

その他、よろしいでしょうか。

○小島委員 分科会長がおっしゃったとおりですけれども、私は、安全性が高いというのはいわゆる毒性が低いと自分で解釈して、そんな程度でもいいかなと思いました。けれど

も、確かに「安全性」と言ったら使い方によって全く違いますので、毒性が低くても使い方が間違っていたら安全ではないですね。

ただ、それを言うと延々と議論が展開してしまい、うまい表現がないので、例えば「毒性が低い」という文言ではだめでしょうか。毒性が低いといつても、これも使い方によりますけれども。うまい表現があればいいのですが。

○山本分科会長 さっき言ったように細々あるから、なかなか表現は難しくて。だから室長が言われたように、ここはとりあえず安全性という漠然とした表現とし、この「安全性が十分高いこと」に該当しているのかを審査して、そして「やはりそうだ」ということで優先的にやろうといった話をここで決めていくみたいなことになるのでしょうかね。

だから、NO A E Lが10倍大きいから全部優先するんだ、こんな話ではないという理解だけ共通で持っておいたらいいかがでしょうか。

ちょっと時間もオーバーしております。それでは、まずこの優先審査基準につきましては、一応今日これでお認めいただきますけれども、いろいろ議論がございました。その点を含めて、特に「作用性」という言葉については整理していただいた上で、改めて委員に知らせていただいて、御意見を伺うことにしたいと思います。今の「安全性が十分高いこと」の括弧の部分で、今議論があったようなことも少し追記することができれば、あわせて一緒に意見を聞いていただくことにして、「作用性」という言葉の御指摘はありましたけれども、異論のないところだと思いますので、こういう方向で今日はお認めいただいたということにさせていただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、何度も言いますけれども、この文章の整理については改めてお知らせいただくことにいたします。

(4) はその他となっておりますが、何かございますか。

○農薬対策室長 最後に資料10を御紹介させていただきたいと思います。

冒頭、農薬取締法の改正内容について御説明させていただきましたけれども、現在、関係する政令や省令の見直し作業を行っているところでございます。まだ固まったものではございませんが、現時点での検討状況ということで御紹介させていただきたいと思っております。

まず1点目、農薬取締法の一部を改正する法律の施行日ですけれども、公布日から6ヶ月以内、一部、公布日から2年以内とされており、それぞれ本年12月1日、2020年4月1

日を予定しているところでございます。

政令の2つ目、再評価の手数料の額ですけれども、これにつきましては、現在、関係機関と調整中になっています。

次に省令ですが、提出すべき資料ということで、これは改正法第3条第2項に、申請の際に提出すべき資料は省令で定める旨規定されていますけれども、具体的に、例えば農薬原体の組成、薬効・薬害、毒性、農作物への残留に関する試験成績等、従来から要求しているものを省令にしっかりと規定する予定にしております。

次が1ページの一番下ですけれども、いわゆるGLPの基準のところでございます。改正法第3条第2項に、試験成績の信頼性を確保するために、省令で定める特定試験成績についてはGLP基準に基づいて実施しなければならない旨規定されております。このGLP基準に基づいて実施する試験としまして、具体的に、現行でもやっておりますけれども、毒性や農作物への残留等がGLPに則ってやる必要があるということを定めるとともに、信頼性を確保するための基準としまして、機器・試薬の管理方法、試験施設の組織体制、試験実施の計画、記録の作成・保管といったものについてOECDに準拠したものを記載する予定にしているところでございます。

2ページ、提出すべき資料の省略ということで、改正法第3条第3項に、農薬原体の組成及び毒性の強さが同等なものは提出すべき資料の一部を省略できるとされておりまして、この省令では、毒性や農作物への残留等の試験を省略できる旨を規定するとともに、これらの試験成績は、先発農薬の登録から15年が経過した農薬原体に関するものであることを省令の中で規定していきたいと思っています。

次に、再評価の実施期間につきましては、これまでいろいろ話がありましたけれども、登録した日から起算して、省令で定める期間ごとに行うことになっています。その期間を概ね15年ごとに行うことと考えているところでございます。

次に、農薬販売者の届出様式ということで、改正法第17条に、販売者は都道府県知事に届出する旨が規定されております。省令で、その届出する際の様式を定めておりますけれども、例えばインターネット販売など、販売所で直接農薬を販売しない場合には、販売者の事務所その他これに準ずる場所を販売所として届け出てもうように、この届出様式に明確化することを考えているところでございます。

あと、帳簿の備付け等ということで、改正法第20条に、製造者や販売者は製造数量や譲渡数量等を記載して保存する旨規定されていますけれども、その帳簿の保存期間を最終の

記載の日から3年間とする旨を記載する予定にしているところでございます。

最後に、生産数量、輸入数量等の報告義務ということで、現在、農薬製造者は毎年、生産数量等を報告していただくことになっておりますが、この報告事項に、先に説明させていただきましたけれども、安全性情報ということで、人畜等への被害の発生に関する情報や研究報告、海外における登録の変更や取消しに関する情報といった情報についても追加して報告いただきたいということを規定する予定にしているところでございます。

以上、現時点で考えている検討状況になります。

○山本分科会長 ありがとうございました。

現在の検討状況を御報告いただいたところでございます。

何か特段の御意見ございますか。よろしいでしょうか。

議事は以上でございますが、今日の議事全体を通じて、もし何かございましたらお伺いいたしますが。

○天野委員 今日の議事全体を見ますと、農薬の使用者が遵守すべき省令の改正ですか、都道府県等現地指導に関わってくる部分に随分変更がございます。順次、局を通じて御説明等あろうかと思いますが、今後、検討が進められる使用者ばく露ですか、あるいは蜜蜂の評価につきましても、やはり最終的には指導する側が現地でどのように説明するか、対応するかというところに関わってきますので、ぜひ余力を持って、意見も汲んでいただきながら十分な説明をしていっていただきたいと感じております。よろしくお願ひいたします。

○農薬対策室長 御意見ありがとうございます。いろいろな説明会を丁寧にやっていくという点と、あと、いろいろと検討段階でも情報を公開しながら進めていきたいと思っております。

○小島委員 これはお願いなんですけれども、先ほども言いましたけれども、グリホサートの件で、例えば、カリフォルニア州の判決を受けて週刊誌等が、いわゆる使用者に対してがんを起こすんですよという情報を流すわけですよね。自閉症の原因、アルツハイマーの原因にもなりますみたいなことを週刊誌が書いているので、消費者もしくは使用者への情報発信としてぜひ、Q&Aのような形でもいいと思いますので、「農水省としてはこのように考えるんです」というものがあると消費者も少しは確かな情報を得たことになると思いますので、ぜひそういうものをつくって、科学的な情報を流すことに努力していただきたいなということです。

○農薬対策室長 わかりました。ありがとうございます。

○山本分科会長 大変重要なことだと思います。

食品に関わることで何か変な情報が出たときには、いつも、食品安全委員会のホームページのトップにさっと、リアルタイムで対応しておられます、それと同じようなことをぜひ農薬対策室でもお考えいただいたらいいのかなと思います。

予定の時間を20分も過ぎてしまったんですが、よろしいでしょうか。

それでは、本日の議事は以上でございます。進行を事務局にお返しします。

○農薬対策室長 本日は熱心に御議論いただきまして、厚く御礼申し上げます。

本日の議事概要及び議事録につきましては、事務局で案を作成しまして委員の方の御了解を得まして、発言者の氏名とあわせて公開となります。

事務局案ができましたら、御確認等をよろしくお願ひいたします。

以上をもちまして本日の農業資材審議会農薬分科会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午後3時20分 閉会